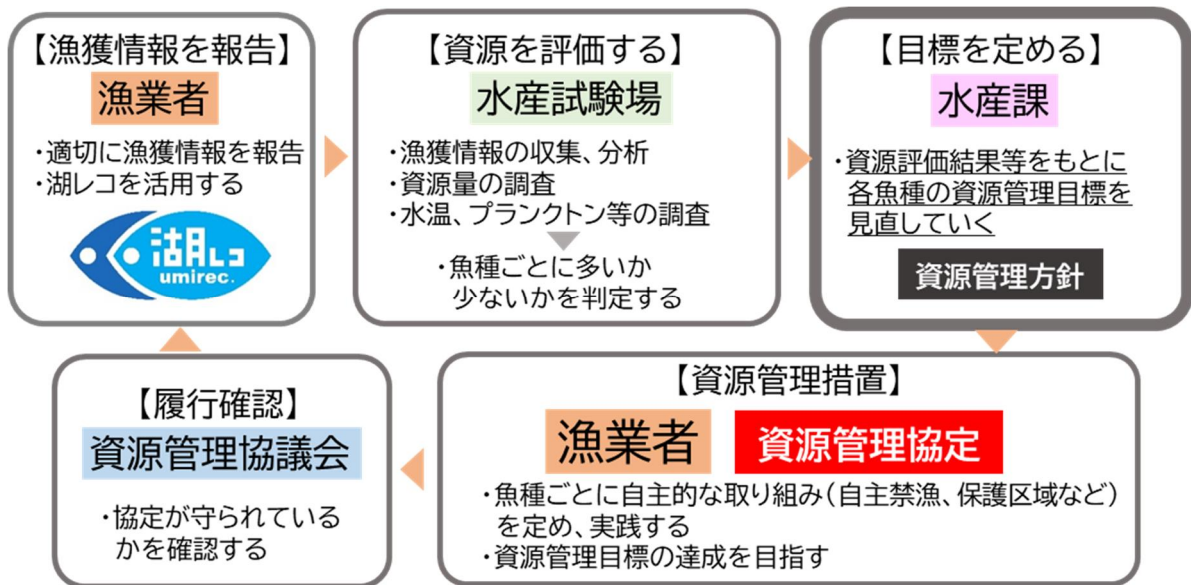


## 滋賀県資源管理方針の変更について

### 1 資源管理について

- ・漁業法（昭和24年法律第267号以下、法と言う）では、水産資源の持続的利用を図る趣旨から、科学的な資源評価に基づいて対象とする水産資源の管理目標を定め、効果的な措置を実施する資源管理制度が規定されている。
- ・この制度においては、県が「資源管理方針」を定め（法第14条第1項）、漁業者はこの方針に即して自主的な資源管理措置を定めた「協定」を締結する（法第124条第1項）。



### 2 滋賀県資源管理方針について（令和5年8月策定）

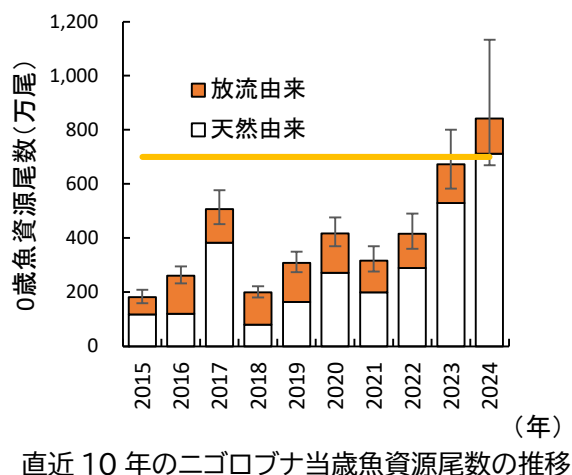
- ・滋賀県資源管理方針では、資源管理に関する基本的事項を定めているほか、協定の対象となる魚種ごとに資源調査結果や漁獲情報等を用いた科学的な資源評価に基づき、資源管理方針の方向性（目標とする資源水準）を定めている。

魚種	滋賀県資源管理方針の資源管理の方向性(概要)
ホンモロコ	MSY50トン達成する資源量水準 150トン維持
ニゴロブナ	2025年度末までに、冬季当歳魚資源尾数 700万尾に回復
セタシジミ	(近江大橋以北)2027年度までに、殻長14mm以上の生息密度2個/m <sup>3</sup> に回復 (近江大橋以南)2027年度までに、殻長18mm以上の生息密度30個/m <sup>3</sup> に回復
アユ	漁獲量500トンが見込まれる資源量水準 2000トン維持
ビワマス	MSY54トン達成する資源量水準 140トン維持

- ・直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、方針を変更する（法第14条第9項）。

### 3 滋賀県資源管理方針の変更について（ニゴロブナ）

- ・ニゴロブナの目標は「県が行う資源評価において、2025 年度末までに、冬季当歳魚資源尾数を 700 万尾の水準に回復させる。」としている。
- ・水産試験場による資源評価において、令和 6 年度（2024 年度）の当歳魚資源尾数が 842 万尾と推定され、目標とする資源水準を超えた。
- ・現行の方針において目標とする年度が 2025 年度末であることから、方針を変更する必要がある。



#### ◎ニゴロブナの次期目標の考え方について

- ・現在の目標としている冬期当歳魚資源尾数 700 万尾とは、持続的に 75 トンの漁獲が見込まれる指標。
- ・次期の農業水産業基本計画では、令和 12 年には漁獲量 1,000 トンを目指しており、そのうちニゴロブナは 75 トンを見込んでいる。
- ・これらのことから、75 トンを漁獲するためには、冬季当歳魚資源尾数 700 万尾以上を維持することが必要であると考えられる。

### 4 滋賀県資源管理方針変更案

滋賀県資源管理方針 別紙 1 - 2 の「第 2 資源管理の方向性」を次のとおりとする。

県が行う資源評価において、漁獲量 75 トンが見込まれる冬季当歳魚資源尾数 700 万尾を維持する。

### 5 変更のスケジュール

- |        |              |                                  |
|--------|--------------|----------------------------------|
| 令和 8 年 | 2 月 4 日～24 日 | 漁業者の意見を聴取<br>(資源管理地区検討会 県内 6 会場) |
|        | 3 月 2 日      | 琵琶湖海区漁業調整委員会に諮問 (法第 14 条第 4 項)   |
|        | 3 月 12 日     | 滋賀県資源管理協議会定例会                    |
|        | 3 月中旬        | 農林水産大臣に変更承認申請 (法第 14 条第 5 項)     |
|        | 3 月下旬(見込み)   | 農林水産大臣による変更承認                    |

滋賀県資源管理方針新旧対照表(案)

現行	新
<p style="text-align: center;">滋賀県資源管理方針</p> <p style="text-align: center;">令和5年8月9日策定</p> <p>第1～第5 省略</p> <p>(別紙1-1)省略</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 水産資源 にごろぶな</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において、2025 年度 末までに、冬季当歳魚資源尾数を 700 万尾 の水準に回復させる。</p> <p>第3～第4 省略</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-5) 省略</p>	<p style="text-align: center;">滋賀県資源管理方針</p> <p style="text-align: center;">令和5年8月9日策定 <u>令和8年 月 日変更</u></p> <p>第1～第5 省略</p> <p>(別紙1-1)省略</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 水産資源 にごろぶな</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において、<u>漁獲量 75トン</u> <u>が見込まれる</u>冬季当歳魚資源尾数 700 万 尾を維持する。</p> <p>第3～第4 省略</p> <p>(別紙1-3)～(別紙1-5) 省略</p>